

本會ハ... 役員... 執行委員... 庶務... 財政... 政治... 教育出版... 婦人部... 共濟部... 調査部... 組織部... 専門部... 庶務執行... 責任... 執行委員會之ヲ自ラシメ...

但シ擴大執行委員會ニ出席スル代表者ノ比例ハ執行委員會之ヲ定ム

第三節 専門部

第二十九條 専門部ハ執行委員會ノ補助機關ニシテ別ニ定ムル組織ニ從ヒ執行委員會ノ下に會務ヲ分擔處理スルモノトス

第三十條 専門部ハ左ノ八部門トシ組織ノ執行委員會ニ於テ之ヲ定ム

- (一) 組織部
- (二) 爭議部
- (三) 政治部
- (四) 教育出版部
- (五) 調査部
- (六) 財政部
- (七) 婦人部
- (八) 共濟部

第三十一條 専門部ノ事務執行ニ關スル責任ハ執行委員會之ヲ自ラシメ...

第四章 役員

第三十二條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 組合長一名
- 執行委員長一名
- 執行委員若干名